

山形県における部活動改革及び地域クラブ活動 に関する総合的なガイドライン

令和8年3月
山形県教育委員会

目 次

はじめに（本ガイドラインの趣旨・対象）	3
I 部活動改革の基本的な考え方・方向性	5
1 改革の理念	
2 改革の方向性	
(1) 基本的方針	
(2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）	
3 山形県の地域展開推進に向けたロードマップ	
II 地域クラブ活動	7
1 地域クラブ活動の在り方	
2 地域クラブ活動に関する認定制度	
(1) 定義・呼称	
(2) 認定要件	
(3) 認定手続等	
(4) 認定地域クラブ活動への対応	
(5) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い	
3 地域展開の円滑な推進に当たっての対応	
(1) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携	
(2) 関係団体等・大学・民間企業との連携	
4 各種課題への対応	
(1) 運営団体・実施主体の整備等	
(2) 指導者の確保・育成	
(3) 活動場所の確保	
(4) 活動場所への移動手段の確保	
(5) 生徒の安全・安心の確保	
(6) 障がいのある生徒の活動機会の確保	
III 学校部活動	16
1 学校部活動の在り方	
2 適切な運営のための体制整備	
(1) 学校部活動に関する方針等の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
3 適切な指導及び安全・安心の確保	
(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶	

(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進	
4 適切な部活動運営	
(1) 適切な活動時間・休養日の設定	
IV 大会・コンクールの在り方・・・・・・・・・・・・・・・・	21
1 生徒の大会等の参加機会の確保	
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	
(1) 大会等への参加の引率	
(2) 大会等の運営への従事	
V 学校部活動及び地域クラブ活動等における事故防止について・・・・・・・・	23
1 活動前における留意事項	
(1) 連絡体制の整備と健康状態の把握	
(2) 安全点検	
(3) 活動中における配慮すべき事項	
2 天候等を考慮した指導	
(1) 活動時における生徒の安全確保	
(2) 大会等における生徒の安全確保	
3 熱中症対策の留意事項	
4 クマ対策の留意事項	
5 冬山活動における留意事項	
参照・・・・・・・・・・・・・・・・	27

はじめに

山形県教育委員会では、令和5年3月に「山形県における部活動改革のガイドライン」を策定し、令和7年度末までに中学校における休日の部活動を原則行わない環境を整えることを示すとともに、「生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築」を目指し、県、市町村、学校、地域等が連携し、地域クラブの体制整備を図るなど部活動改革の推進に取り組んでまいりました。

このような中、文部科学省では、令和7年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和8年度から令和13年度までの6年間で新たに「改革実行期間」と位置付け、地域クラブ活動においては学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することや市町村等が活動の母体となる地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築していくことが示され、部活動改革による地域展開の推進がより一層、図られることとなりました。

本県においても、これまで取り組んできた部活動改革を加速させるとともに、地域や学校の実情にも十分配慮しながら、今後も各地域が持続可能な地域クラブ等の体制整備が図られるよう、部活動の地域展開に取り組んでまいります。こうした取組は、通常の学校部活動では経験できないような競技種目や多様な活動など、生徒のニーズに応じて幅広く選択できる環境の構築につながるるとともに、学校の枠を超えた新たな仲間との交流を促し、中学生だけでなく、子どもや大人、高齢者や障がい者等の多様な人々が参加できる場となり、ひいては健康長寿社会の実現や地域社会の維持・活性化に繋がることも期待されるところであります。

市町村教育委員会及び学校法人並びに各学校におかれましては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、すべての生徒がそれぞれの希望に応じたスポーツ・文化芸術活動に参加できる環境の確保と充実に努めていただくようお願い申し上げます。

令和8年3月

山形県教育委員会教育長 須貝 英彦

＜本ガイドラインの対象＞

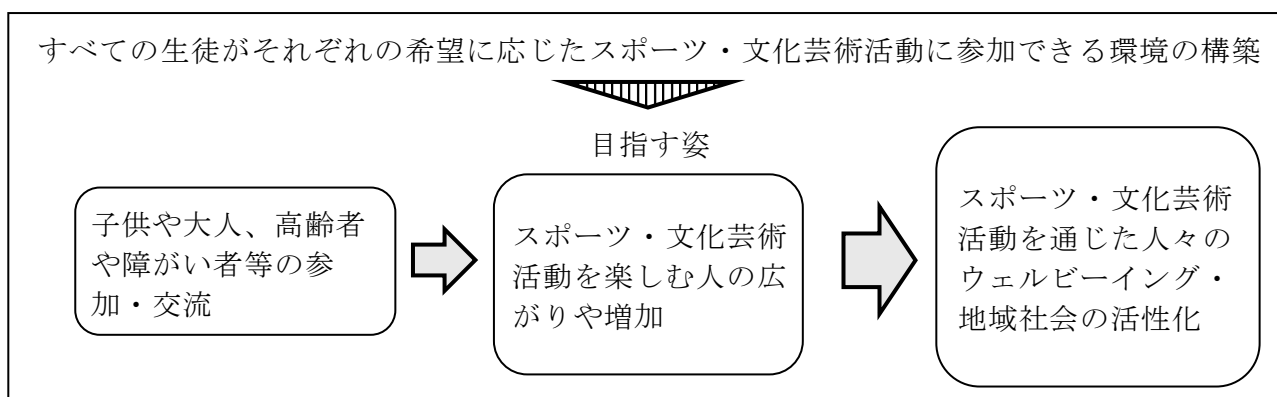
本ガイドラインは、公立の中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校中学部（以下「中学校等」という。）の生徒の活動を主な対象とするものであるが、国立の中学校等や、高等学校（特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）においては、本ガイドラインの内容も参考に、学校等の実情に応じて必要な取組を進めることが望まれる。

ただし、「Ⅲ 学校部活動」については、国立を含めた中学校等及び高等学校の学校部活動を全体として対象とするものである。高等学校については、各学校において中学校教育等の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

なお、「山形県における運動部活動の在り方に関する方針（中学校・高校編）」（平成 30 年 12 月 山形県教育委員会策定）と「山形県における文化部活動の在り方に関する方針（中学校・高校編）」（令和元年 7 月 山形県教育委員会策定）、並びに「山形県における部活動改革のガイドライン」（令和 5 年 3 月 山形県教育委員会策定）については、廃止する。

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

1 改革の理念



- ・部活動改革に当たっては、教師の多忙な勤務の状況に鑑み、持続可能な公教育の実現等の観点を踏まえ、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進を図ることも必要。

2 改革の方向性

(1) 基本的方針

- 中学校等を設置する市町村が改革の責任主体となり、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等に応じた改革方針を決定の上、地域クラブ活動の認定等を行い、着実に改革を進める。
- 県においては、改革に向けたリーダーシップを発揮し、各市町村の進捗状況等の情報共有を図るとともに、きめ細かな支援を行う。

(2) 改革期間及び取組方針(休日・平日)

①改革期間

- 令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間」として設定（令和8年度～令和10年度を「前期」、令和11年度～令和13年度を「後期」とする）。

②取組方針

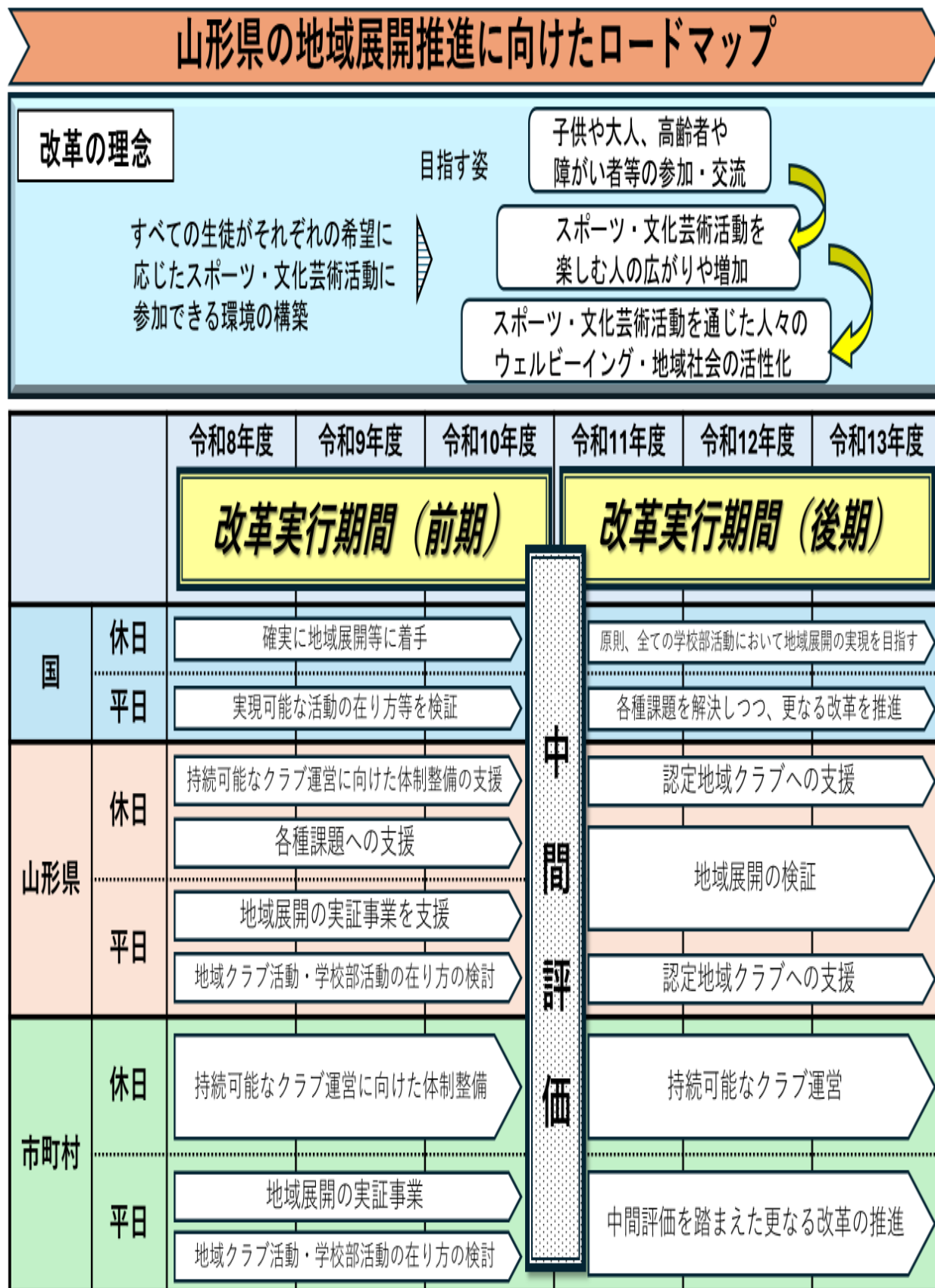
【休日】

- 市町村は改革実行期間内に、全ての学校部活動において地域展開を行い、持続可能な地域クラブ活動を目指す。

【平日】

- 市町村は改革実行期間の「前期」内に、実情等に応じた取組をできるところから実施。中間評価の段階で改めて検証等を行い、更なる改革を推進する。

3 山形県の地域展開推進に向けたロードマップ



Ⅱ 地域クラブ活動

1 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要。
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るところであり、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて、地域の実情等に応じた適切な形態等で実施することが重要。

- ・地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とするものであることに留意すること。
- ・学校部活動と同様、地域クラブ活動は、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意すること。

＜学校部活動が担ってきた教育的意義の例＞

- ①スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる。
- ②体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる。
- ③自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ④自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ⑤互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

＜地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値の例＞

- ①生徒のニーズに応じた多種多様な体験（複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む。）
- ②生徒の個性・得意分野等の尊重
- ③学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
- ④地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- ⑤適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
- ⑥学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導 等

2 地域クラブ活動に関する認定制度

(1) 定義・呼称

- 本ガイドラインに示す認定要件及び認定手続等に基づき、対象となる公立の中学校（義務教育学校後期課程を含む。）及び特別支援学校中学部（以下「中学校等」という。）を設置する市町村等が、中学校等の部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「認定地域クラブ活動」という。
- 市町村等が自ら運営団体・実施主体となり、本ガイドラインに示す認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合（市町村が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合も含む。）には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなし、これも「認定地域クラブ活動」と呼ぶこととする。

(2) 認定要件

市町村等は、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、以下①～⑦の認定要件を満たす地域クラブ活動を「認定地域クラブ活動」と認定する。

①活動機会の保証

○学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。

- ・生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること。
- ・市町村等が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない。
- ・選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。

②適切な活動時間・休養日の設定

○本ガイドラインに沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること

活動時間	平日 2 時間程度、週休日等 3 時間程度 週当たり 11 時間程度の範囲内
休養日	週当たり 2 日以上 (休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定)
長期休業中の休養日	ある程度長期の休養期間を設ける (連続した休養日の設定)

- ・生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週当たり 2 日以上の休養日を設け、1 日の活動時間は、平日は 2 時間程度、休日は 3 時間程度とし、週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること。ただし、週当たりの活動時間が 11 時間程度の範囲内に収まり、かつ、週 2 日以上の休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週 3 日以内に抑えつつ休日に 2 日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。
- ・年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日及等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること。

③参加費の適切な設定

○国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。

④適切な指導体制

○地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること。

○市町村等が定める研修を受講し、市町村等に登録された指導人材が活動に携わること。

○持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が活動に携わること。

⑤適切な安全管理体制

○生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。

- 市町村等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること。
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと。
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を保障する保険や個人賠償責任保険に加入していること。

⑥適切な運営体制

- 地域クラブ活動の実施主体等において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること。

○団体の目的

- ・役員（代表、副代表、会計、監事等）の選任・解任に関すること
- ・総会の運営など団体の意思決定に関すること
- ・会員の入退会、参加費等に関すること
- ・予算・決算の審議・承認に関すること

- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること。

- 営利を主たる目的とせずに運営すること。

- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。

⑦学校等との連携

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を市町村等や生徒の在籍する中学校等と共有すること。
- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること。
- 市町村等が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと。
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市町村や学校との必要な連絡調整を行うこと。

(3) 認定手続等

①認定に当たっての留意事項

- 市町村は、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整した上で、部活動の地域展開の方針を示す推進計画等を策定する。
- 推進計画等の策定に当たっては、市町村が、公立の中学校等の生徒数や生徒のニーズ、活動場所となる施設の状況等の地域の実情を踏まえ、認定する地域クラブ活動の数や競技種目等を定めるとともに、以下の観点等を考慮し、各地域クラブ活動の参加対象となる生徒の居住する対象区域を定める。
 - ・地域の子供たちは地域で育てるという意識の下で地域の関係者が連携して活動を支えること
 - ・生徒の所属する中学校等との連携を図ること
 - ・活動場所への移動に過度な負担が生じないように配慮すること
 - ・充実した活動とするために競技種目等に応じて過多・過少な人数とならないよう適切な参加人数の規模にすること
- 対象区域は、例えば、十分な参加人数を見込めない場合や生徒のニーズに応じた多種多様な体験の機会を提供する活動の場合等には当該市町村の全域を対象区域として定めることや、複数の市町村が広域連携の取組を進め、複数の市町村を対象区域として定めるなど柔軟に対象区域を定めることも考えられる。

- 市町村が地域の実情に応じて前記２（２）認定要件に加えて、独自の要件を設けることは妨げないが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意すること。

②認定手続

- 認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体が各実施主体の申請をとりまとめて、市町村等に対し、申請書、活動計画書、規約、誓約書、その他該当市町村等が必要と認める書類等（以下、「申請書等」）を提出することにより行う。
- 認定の申請の際に提出を求める誓約書において、地域クラブ活動の実施主体等が、申請書等に記載した内容に沿って活動を実施すること、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じた場合は速やかに報告すること、市町村等からの指導助言等に対して真摯に対応することを誓約する項目を設ける。
- 市町村等は、提出された申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査を行い、前記２（２）「認定要件」を満たすものと認める場合には認定を行う。認定に当たっては、必要に応じて、ガイドラインに基づき設置した協議会等の意見を聴くことも考えられる。

③認定の有効期間

- 認定の有効期間は、最長３年間（認定の効力発生日の属する年度の翌々年度末（認定の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の認定の有効期間の満了日の翌日の属する年度の翌々年度末））の範囲内で、地域の実情に応じて市町村等において設定する。

④指導助言等

- 市町村等は、定期的な報告書の受領やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、誓約書に基づき、必要な指導助言等を行う。
- 市町村等は、認定地域クラブ活動が以下に該当する場合は、その実施主体等に対し、必要な指導助言等を行う。
 - ・前記２（２）「認定要件」を欠くに至ったと認めるとき
 - ・法令又は規約等に違反していると認めるとき
 - ・運営が著しく適正を欠くと認めるとき
- 市町村等は、認定地域クラブ活動が次のいずれかに該当するときは認定を取り消す。
 - ・不正な手段等により認定を受けたとき
 - ・指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
 - ・地域クラブ活動の実施主体等から認定取消の申出があつたとき

（４）認定地域クラブ活動への対応

①認定地域クラブ活動において期待される取組・体制等

- 市町村等は、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、次のような新たな価値の創出に向けた取組を行うことが期待される。

- ・生徒のニーズに応じた多種多様な体験（一つの競技種目等だけに専念するのではなく複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや、一つのクラブにおける多様な文化芸術活動の実施、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動や柔軟なルール等に基づく多様な活動を含む）
- ・生徒の個性・得意分野等の尊重
- ・学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
- ・地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- ・適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
- ・学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導

②想定される認定の効果(認定地域クラブ活動が享受できるメリット)

○市町村等は、地域クラブ活動に関する認定制度を設けることにより、安全・安心な活動機会の提供や生徒・保護者等の関係者の理解促進等を図るとともに、認定地域クラブ活動に対して、次の取組を行うことが考えられる。

ア 市町村等による情報提供

- ・地域クラブ活動への参加促進のための学校と連携した生徒・保護者等に対するきめ細かな情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）

イ 地域クラブ活動の運営等への公的支援

- ・受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を踏まえた財政支援（経済的困窮世帯の生徒への支援を含む。）
- ・学校施設、公共スポーツ施設、社会教育施設等の優先利用、使用料の減免等
- ・学校備品等の活用、用具の保管スペースの確保

ウ 希望する教職員の兼職兼業

- ・地域クラブ活動への参加を希望する教職員の兼職兼業の許可の対象

エ 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

- ・地方公共団体における大会開催地までの交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用（学校部活動参加生徒と同様に支援）
- ・認定地域クラブ活動の参加者の中学校体育連盟・中学校文化連盟の主催大会等への円滑な参加（必要に応じた大会参加規程の見直し（引率者の資格要件等を含む。））

(5) 認定されていない地域クラブの取り扱い

○市町村等は、認定されていない地域クラブ活動においても、その運営団体・実施主体において、中学校等の生徒を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動を実施するよう周知すること。

○特に、活動時間・休養日の設定や、暴言・暴力・ハラスメント（性暴力等を含む。以下同じ。）、いじめ等の不適切行為の防止、生徒の安全確保については、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、適切な対応を徹底すること。

3 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

(1) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携

- 運営団体・実施主体は、地域クラブ活動の活動方針・活動状況等を適切に中学校等に共有すること。特に、生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性を確保する観点から緊密な連携を図ること。
- 運営団体・実施主体は、地域クラブ活動での学校施設の活用や従事を希望する教員等の兼職兼業等を円滑に行うため、中学校等と必要な連絡調整等を行うこと。
- 運営団体・実施主体は、地域クラブ活動への参加促進等のため、小学校や中学校等と連携しつつ、生徒・保護者に丁寧な情報提供等を行うこと。

- ・活動方針・活動状況等の共有に当たっては、ICT や既存の協議会等を活用するなど、学校の負担軽減に留意すること。
- ・令和6年12月に学習指導要領解説が改訂され、学校と地域クラブとの連携等に関する記載が新設されていることにも留意すること。

<学習指導要領解説の一部改訂（令和6年12月）の概要>

○学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設（中学校・特別支援学校（中学部））

地域クラブ活動の位置付け（学校外の活動）や教育的意義等を明確化した上で、学校と地域クラブとの連携等に関して、以下の内容を総則編及び保健体育編に明記。

- ①学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間での活動方針等の共通理解を図ること。
- ②特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携すること。
- ③地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知すること。

(2) 関係団体等・大学・民間企業との連携

- 市町村等は、部活動改革を円滑に進めるために、幅広い関係団体等（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員、地域学校協働本部等）、大学、民間企業と連携・協働しながら、一体となって取り組むことが重要。

※地域クラブ活動の実施に当たっては、体育館、公民館、コミュニティセンター、音楽ホール、美術館等の社会教育施設等との連携も重要。

- 市町村が課題解決のためにブカツ・サポート・コンソーシアムを活用する際には、県教育委員会と協定締結していることから、県の担当に相談すること。

4 各種課題への対応

(1) 運営団体・実施主体の整備等

- 運営団体・実施主体においては、市町村等による企画・調整の下、認定要件等に則って、持続的・安定的に生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供することが求められるため、適切な運営体制の整備等を行うことが必要。市町村等が運営団体・実施主体による地域クラブ活動の運営の状況等を把握しつつ、相談・助言窓口等のサポート体制を整備するとともに、マネジメント等に関する研修機会を確保するなど、持続的・安定的な運営に向けたサポートをきめ細かく行うことなども重要。
- 特に、運営団体については、各実施主体を統括するとともに運営・管理の中核を担う観点から、組織体制の構築・強化、活動の維持・運営に必要な財源の確保（参加費含む。）等の財政基盤の整備、運営を担う人材の確保・育成、ICT 等を活用した連絡調整や会計等の運営業務の効率化、組織としての責任を明確にするための法人格の取得等を進めることも考えられる。
※国において作成予定の地域クラブ活動の創設・運営等に係るガイドブックも参照。

(2) 指導者の確保・育成

- 地域クラブ活動を円滑に実施するためには、地域の多様な人材等から、質・量ともに十分な指導者を確保することが不可欠。市町村等は、認定対象とする研修会の内容や実施方法を十分に検討するとともに、指導補助や見守りなどの活動をサポートする人材を募集し、幅広い人材に協力が得られる仕組みを整備すること。また、デジタル技術を活用した遠隔指導やデジタル動画を活用した自主学習も考えられる。
- 学校部活動の地域展開に当たっては、活動内容の質的な向上も図る必要があり、そのためには、参加者が中学生等であることを踏まえた、適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者による良質な指導が行われることが重要。市町村等は、指導者が学び続けることのできる仕組みづくりや学校関係者と地域クラブ関係者による合同研修会の開催等の環境整備を行うこと。
- 市町村等は、指導者の確保に当たって、人材バンクを活用して地域の多様な人材の発掘・マッチングなどを進めるとともに、指導を希望する教員等の兼職兼業を促進することも重要。その際、指導者に対する適切な処遇を確保すること。
※指導者に対する適切な処遇については、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月 文部科学省）別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」を参照。

(3) 活動場所の確保

- 地域クラブ活動の活動場所として、学校施設をはじめ、社会教育施設や民間施設等の様々な施設が活用されており、市町村は、引き続き、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、地域クラブ活動を行う場所の優先利用や使用料減免等を行い、十分にその活動機会を確保していくことが望ましい。
- 今後、地域クラブ活動の増加に対応していくためには、学校施設等の更なる利用の促進に加え、学校における働き方改革や地域の指導者の負担軽減の観点から、市町村は、ICT の活用による予約システムの構築や予約システムと連動したスマートロックの導入、指定管理者制度や業務委託等、学校施設をはじめとした活動場所の効果的・効率的な管理等にも取り組むことが考えられる。
- その際、特に、学校施設については、生徒の移動の便宜や用具の保管等の観点からも、学校教育に支障のない限り、地域クラブ活動において優先して活用できるようにすることが極めて重要であるとともに、社会教育施設との一体化・複合化等を行うことで、生徒のみならず、地域住民を含めた幅広い利用等が可能となる地域の活動拠点づくりにつなげていくことも考えられる。

(4) 活動場所への移動手段の確保

- 地域クラブ活動の活動場所が生徒の所属する中学校等以外となる場合や、複数の中学校等の生徒が一体となって地域クラブ活動を実施する場合等においては、活動場所への生徒の移動手段の確保が必要となる。その際、障がいのある生徒等を含め、市町村等は、地域クラブ活動に参加する生徒のニーズや事情等を十分に踏まえた対応を検討すること。
- 活動場所への移動手段の確保については、多くの生徒が集まりやすい活動場所の確保との一体的な検討、スクールバスなどの既存の送迎車両の有効活用を行うことが考えられる。

(5) 生徒の安全・安心の確保

①基本的な考え方

- 地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動であり、学校部活動と同様に、事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等を徹底するとともに、指導者・保護者・生徒等への研修・普及啓発等を推進する等、関係者の共通理解を向上させ、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築することが不可欠。
- 基本的には、地域クラブ活動に関する認定制度及び指導者の登録制度を通じて安全・安心の確保を図っていくこととなるが、これらの制度を効果的に運用するための環境整備等として、公益財団法人日本スポーツ協会等に設置された暴力等に関する相談窓口の活用促進、市町村や地域クラブ活動の運営団体等における相談窓口の整備などもあわせて進めることが必要。
- また、市町村等や地域クラブ活動の運営団体・実施主体等との間で、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在を明確化した上で、発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、迅速かつ丁寧に事後対応を行うとともに、再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等を行うことが重要。
- さらに、怪我等への備えとして、生徒及び指導者に対し、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を徹底することも重要。

※先般のスポーツ基本法改正において、暴力等の防止に関する規定（第 29 条）が新設されたことも踏まえながら、国、地方公共団体、関係団体等が一丸となって、必要な対策を進めていくことが必要。

【参考】スポーツ基本法（令和 7 年度改正後）（抄）

（暴力等の防止）

第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。）、インターネット上の 誹謗ひぼう中傷等（次項において「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。

②特に留意すべき事項

- 事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等の徹底、不審者、災害発生時等の対応については、学校の内外や国公立・学校種、スポーツ・文化芸術や種目等の別を問わず、共通して取り組まれることが重要であること。

- 市町村等は、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等について、指導者はもとより、保護者・生徒等に対する研修・普及啓発等も推進し、関係者の共通理解の向上を図ること。特に、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成 25 年 5 月文部科学省）において示された、「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が十分に理解されるようにすること。
- 市町村等は、指導者に対して、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求めるよう指導する。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意するよう指導する。
- 近年、スマートフォン・SNS 等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、指導者は、人を傷つける書き込みは人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意すること。
- 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、運営団体・実施主体は、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、職員・指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織作りなどにも留意すること。
- 運営団体・実施主体は、事案発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、被害を受けた生徒のケアを最優先に対応すること。個々の指導者任せにせず、運営団体・実施主体において組織的な対応を行うこと。事案の事実確認に当たっては、被害者、加害者、その他の関係者から丁寧に聞き取り等の対応を行い、事案に応じた適切な対応を行うこと。
- ※地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについては、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和 7 年 12 月 文部科学省）別冊資料②「部活動の地域展開等に関する参考資料」を参照。

(6) 障がいのある生徒の活動機会の確保

- 市町村等は、障がいの有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくために、障がいがある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定して、「障がいのある方へのスポーツ指導・関わり方入門ハンドブック」（スポーツ庁）等を活用した指導者の資質・能力の向上を図る等、各種の取組を進めることが重要。
- また、指導者が指導に当たっての留意点等を把握し、障がいの特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、市町村等は、多様な地域の関係者と連携し、障がいがある生徒も参加できる安全・安心な活動を展開することが望ましい。
- 市町村等は、学校部活動と地域クラブ活動で指導者や活動場所等が変わる場合は、学校とは異なる環境においても生徒が安全・安心に活動できるよう、受入れ側の障がいの状態や特性等への理解や学校側の協力などの連携体制を整備することが必要。

Ⅲ 学校部活動

1 学校部活動の在り方

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。(学習指導要領より抜粋)

【中学校】

平 日	希望する生徒の活動
休 日	・ 学校部活動は実施しない（中体連・中文連主催大会等への学校単位での参加を除く） ・ 希望する生徒は地域クラブ活動等に参加する

【高等学校】

平 日	・ 希望する生徒の活動 ・ 中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意しながら、学校の特色及び生徒のニーズを生かした放課後の活動の在り方を検討
休 日	希望する生徒の活動

2 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針等の策定等

- ①学校の設置者は、本ガイドラインを参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」（以下、「設置者の方針」）を策定する。
- ②校長は、県立学校にあっては本方針に、各中学校にあっては「設置者の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」（以下、「学校の方針」）を策定する。部顧問は、年間の活動計画（活動日、活動時間、休養日及び参加予定大会日程等）及び活動実績（活動日時、休養日及び大会参加日程等）を作成し、定期的に校長に提出する。
- ③校長は、「学校の方針」及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ①市町村等は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を任用して学校に配置する。
- ②校長は、部顧問の決定に当たっては、公務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、外部指導者からの協力を得るなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を検討する。
- ③校長は、定期的な活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動等を行い、教員の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。
- ④校長は、学校部活動を適切に運営するために、部活動運営委員会（仮称）を設置し、各部活動の取組みの確認や評価を行い、改善に努める。なお、部活動運営委員会（仮称）は、学校の教職員のみならず、保護者、地域のスポーツ・文化芸術関係者、地域医療関係者等

も組織に加えるなどして、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携及び学校と地域の連携などについて、理解や協力を求めるよう努めることが望ましい。

⑤学校の設置者及び校長は、教員の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年文部科学省告示第114号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

⑥校長は、各部の運営では保護者等の理解と協力が重要であることから、スケジュールや活動状況等の情報を常に共有し、信頼関係を深めるよう努める。

また、各部活動の保護者会等が設置されている場合は、運営主体、学校への支援体制及び会計責任等について保護者会等との役割を明確にし、共通理解を図るよう努める。

3 適切な指導及び安全・安心の確保

(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

○校長及び部顧問、部活動指導員、外部指導者（以下、「部活動の指導者」という。）は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）に努めるとともに、体罰・暴言・暴力・行き過ぎた指導・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の根絶を徹底する。

特に運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。県教育委員会及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

①運動部活動の指導者は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障がい・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

②文化部活動の指導者は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を妨げること等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

4 適切な部活動運営

(1) 適切な活動時間・休養日の設定

各学校の部活動の運営については、下記の点に留意し、適切に行うものとする。

【中学校編】

活動時間	平日では2時間程度、学校の長期休業日では3時間程度とし、競技種目や分野の特性等を踏まえ、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
休養日	参加する地域クラブ活動の状況に応じて週当たり平日1日以上 の休養日を設定し、週休日、休日は原則学校部活動は実施しない。
長期休業中の休養日	・学期中に準じた扱いを行い、できる限り週休日に休養日を設定することが望ましい。 ・学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。 ・ある程度長期の休養期間後に活動を再開する場合には、生徒の身体的な負担を考慮して、急激に再開せずに段階的に活動を始めるなど、怪我の防止等に配慮する。
始業前練習	禁止
備考	学校部活動で中体連・中文連主催大会に参加する場合は、市町村等のガイドライン等に沿って活動を行う。

○市町村等及び学校は、部活動における休養日及び活動時間について、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、活動時間は長くとも平日では2時間程度、学校の長期休業日では3時間程度とすること。運動部活動においては、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究*1も踏まえ、以下を基準として遵守する。文化部活動においても同様とする。

*1 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について（平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会※）」において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

※団体名称を「公益財団法人日本スポーツ協会」に変更（平成30年4月1日）

○市町村は、2（1）①に掲げる「設置者の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、本ガイドラインを参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、各学校に対して、適宜、支援及び指導・是正を行う。

○校長は、2（1）②に掲げる「学校の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、県立学校にあっては本ガイドラインに、各中学校にあっては、「設置者の方針」に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

【高等学校編】

活動時間	平日では2時間程度、学校の休業日（週休日、休日、長期休業日）では3時間程度とし、競技種目や分野の特性等を踏まえ、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
休養日	週当たり2日以上（平日1日以上、週休日1日以上）となるように設定する。
長期休業中の休養日	・学期中に準じた扱いを行う。 ・部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
備考	・校長が認める場合には、上記活動時間を適用しなくても良いが、大会等を計画する際には、スポーツ医・科学の見地や教員の負担軽減、学校単位で参加する大会の見直し等を踏まえ、毎週のように大会等に参加するなど、生徒や部活動の指導者の過度な負担とならないように計画すること。 ・校長は、教育上の意義や、生徒や部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・試合や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等を精査すること。

- 学校の設置者及び学校は、部活動における休養日及び活動時間について、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、運動部活動においては、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準として遵守する。文化部活動についても同様とする（再掲）。
- 学校の設置者は、2（1）①に掲げる「設置者の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、本ガイドラインを参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、各学校に対して、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- 校長は、2（1）②に掲げる「学校の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、県立学校にあっては本ガイドラインに、市立高等学校及び私立高等学校にあっては、「設置者の方針」に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、以下のようなことも考えられる。

- ・定期試験前後の一定期間等に、各部共通で学校全体の学校部活動休養日を設ける。
- ・校長が認める「目標とする大会やコンクール等の前の特別強化期間」や「強化指定部等」は、少なくとも週1日の休養日を設けたうえで、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め、休養日を振替える。

※令和 6 年 12 月に学習指導要領解説が改訂され、部活動の位置づけの明確化及び部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮についての記載が行われていることにも留意すること。

＜学習指導要領解説の一部改訂（令和 6 年 12 月）の概要＞

（中学校・高等学校・特別支援学校）

○ 部活動の現状の位置付けの明確化

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すべき旨を総則編及び保健体育編に明記。

○ 部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮

運動部の活動における留意事項として、以下の内容を保健体育編に明記。

- ① レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障がいのある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等としたりするなどの工夫を実施すること。
- ② 複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮すること

Ⅳ 大会・コンクールの在り方

1 生徒の大会等の参加機会の確保

- 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームも参加できる大会を開催する。
- 県及び市町村は、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援の在り方の見直しを検討する。
- 地域クラブ活動の位置付け（学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動）を踏まえ、平日の大会等に参加する生徒について、学校部活動から参加する場合のみならず、地域クラブ活動から参加する場合も、学校を出席扱いとできることに留意すること。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

【部活動】

- 学校の設置者及び校長は、教員が引率業務を行う際には、週休日の振替等を適切に実施するなど、教員の負担が過度とならないよう配慮すること。また、教員以外（部活動指導員）の者が引率業務を担うことや当該校の指導者等が行うことが原則である生徒の引率について、学校の諸事情によりできない場合、当該教育委員会等の責任のもと他校教員等の生徒引率を認めることも考えられる。
なお、県中体連や県中文連、県高体連、県高文連、県高野連は、団体種目における合同チームの生徒引率についても、上記と同様に学校の設置者及び校長の責任のもと、一方の教員等による生徒引率についても認めることも考えられる。
- 大会等の主催者は、学校部活動における大会等の引率について、部活動指導員が単独で担うことや、部活動指導員が引率する際には外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどして、生徒の安全確保等に留意しつつ、できるだけ教員が引率しない体制整備を進めることが望ましい。

【認定地域クラブ・地域クラブ活動】

認定地域クラブ活動等における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。

(2) 大会等運営への従事

- ①大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会運営を担わせ、人員が足りない場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整える。
- ②大会等の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。
- ③教育委員会や校長は、大会運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。
- ④教育委員会や校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教員等を含め、教員等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、

学校における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。

- ⑤大会等の主催者は、必要に応じ、スポーツ・文化ボランティア活動の推進に関する取組み等との連携を図る。

V 学校部活動及び地域クラブ活動等における事故防止について

スポーツ活動はもとより、文化芸術活動には、激しい運動を伴う活動や野外活動、ボランティア活動なども含まれ、活動内容が多岐に渡っている。活動内容によっては、事故防止について十分配慮する必要があるとともに、生徒の体調の急変等に対応しなくてはならない場合が考えられるので留意して活動すること。

1 活動前における留意事項

(1) 連絡体制の整備と健康状態の把握

- 学校及び地域クラブ活動の運営主体・実施主体（以下学校及び地域クラブ）は、各々の管理下において事故が発生した場合に備え、危機管理マニュアル（活動中の事故を含む）を確立し平素から各指導者・生徒・学校及び地域クラブとともに共通理解が図られるようにする。
- 学校及び地域クラブ活動は、各指導者に対し、生徒の既往症（心臓疾患やアレルギーの有無等）を事前に把握し、万一の際の対処法を生徒本人及び保護者等と確認しておくよう指導する。
- 指導者は、活動前に生徒の体調確認を行うなど、事前の事故防止を徹底する。
 - ※参照 1：事故発生時の連絡体制
 - 参照 2：心停止に対する応急手当

(2) 安全点検

- 学校及び地域クラブ活動は、指導者に対し、活動場所、設備、備品及び用具等の安全点検について、日常的に行うよう指導する。
- 学校及び地域クラブ活動は、各指導者に対し、AEDの設置場所を確実に把握するように指導するとともに、AEDの使用方法については、各指導者を積極的に研修会に参加させたり、講師を招聘しての指導者研修会を開催したりするなどして、各指導者が確実に使用できるように努める。

(3) 活動中における配慮すべき事項

- 体調の確認と円滑なコミュニケーション
 - ・指導者は、活動中にも生徒の体調確認を行うとともに、生徒が体調不良の際には、自らすぐに申し出ることができるよう、生徒と円滑なコミュニケーションを図っておく。
- 生徒自身の管理
 - ・指導者は、生徒に対し、自ら事故や熱中症等を回避することができるよう指導する。

2 天候等を考慮した指導

(1) 活動時における生徒の安全確保

学校及び地域クラブ活動は、各指導者に対し、活動時の気象情報には十分留意させ、下記の点について指導する。

①低体温症

雨天時等にやむを得ず活動する場合は、生徒の衣服が濡れたままで長時間活動するなどして、低体温症になることのないよう、健康状態に十分注意する。

②雷・暴風雨

雷や暴風雨の際には、活動の中止や中断の判断を的確に行う。

【落雷発生時】 ※学校における危機管理の手引き 学校安全編（H22.11）

対応ガイドライン	
事前	○関係者は、児童生徒等の安全を最優先することを十分に共通理解する。 ○当日の活動は、余裕をもったスケジュールを組む。 ○活動の中止決定の手順、避難場所、避難方法・誘導手順を明確にしておく。 ○前日に、当日の気象予報（天気予報、気象警報・注意報、気圧配置、前線の有無、竜巻情報等）を確認し、対応の想定を行う。
当日	①朝、気象予報を確認するとともに、落雷・突風等が想定される場合は、定期的に気象情報を入手し、関係者に情報を提供する。 ②絶えず雷鳴や空模様に注意する。雷注意報発令の有無にかかわらず、雷鳴が聞こえたり、雷雲が近づく様子があったりする場合は、直ちに活動を中止する。雷鳴が遠くかすかに聞こえる時も、落雷する危険信号と考えて直ちに活動を中止する。 ③避難は、近くの建物、自動車、バスの中など、安全な空間に入る。周囲に建物などがない場合は、足を閉じてしゃがみ、身を低くする。 ④雷雲が遠ざかって、20分以上が経過してから屋外に出る。 ※気象庁のホームページにおいて、詳細な地域分布と1時間先まで10分ごとの予報を確認できる「レーダー・ナウキャスト（降水・雷・竜巻）」を活用

【落雷発生時の留意事項】

- ・自動車、バス、列車、鉄筋コンクリート建築の内部は安全である。その際、建物や車両の壁、電気製品の近くから離れる。
- ・テントやトタン屋根の仮小屋は危険である。
- ・周囲に建物などがない場合は、足を閉じてしゃがみ、身を低くする。
- ・高い木には落雷しやすいので、4m以内には近づかないこと。人間は、木よりも電気が通りやすいので、木から人間に雷が飛び込む「側撃」という現象が起こる危険がある。

※参照3：落雷基礎知識

（2）大会等における生徒の安全確保

大会等の主催者は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する。

3 熱中症対策の留意事項

- 熱中症特別警戒アラートが発表された場合（前日 14：00 時点）は、原則、活動（外部施設での練習や練習試合を含む）は行わないこと。但し、大会やコンクールなどへの参加については、会場等にエアコンの設置などの環境整備がなされ、かつ、会場等まで全ての児童生徒を暑さ対策が十分な方法で送迎できるなど、熱中症対策が徹底されていることなどを総合的に勘案し、市町村等が認めることができる。
- 熱中症警戒アラートが発表されている場合（前日 17：00、当日 5：00 発表）は、活動の中止を前提に慎重に判断すること。
- 暑さ指数 31℃以上で運動は原則中止とする。28℃以上で厳重警戒（激しい運動は中止）の場合は、活動内容の変更、個々の健康観察、こまめな休憩時間の取得、水分・塩分の補給等の健康管理を徹底すること。
- 単に暑さ指数によらず、天気予報を含め活動場所の気象状況により、児童生徒の安全が少しでも危惧される場合は、躊躇なく活動を延期すること（暑さ指数が高くなくとも熱中症のリスクがある）。
- 午前から午後にかけての活動等、時間の経過とともに暑さ指数の上昇が想定される場合には、気象状況や児童生徒の活動状況も踏まえ、活動の中止や変更を行うこと（事故発生前の判断）。
- 活動終了後のクーリングダウンと健康観察を徹底すること。
- 活動中だけではなく、移動時における熱中症リスクについても、指導者等は引き続き十分に考慮すること。
- 気温が高くなり始める頃（4月下旬～5月下旬）には、28℃以下でも発症する可能性があるため、早い時期から暑さになれるよう順化期間を設ける等、暑さに徐々にならしていく暑熱順化も行う。
- 大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には、開催時期や競技を実施する時間帯を変更するなど、十分な安全対策を行う。
- 大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値を示す。

※参照 4：熱中症予防の原則

参照 5：熱中症対応フロー

4 クマ等対策の留意事項

- 市町村は、学校、保護者、地域や関係機関と連携して通学路等の安全確保を図ること。
- 運営団体・実施主体は、十分な安全が確保できない場合には、活動を延期または中止すること。
- 運営団体・実施主体は、活動場所において、クマ等が出没した場合には、110 番通報し、避難・誘導等により、子どもの安全を守る共通理解を図ること。
- 運営団体・実施主体は、出没情報がある場所での活動等を避けること。

○運営団体・実施主体は、出没が予想される場合には、活動場所や活動時間に配慮すること。

○大会等の主催者は、大会等実施中に会場内にクマが出没した際には、110 番通報し、避難・誘導等により、生徒等の安全を最優先に確保すること

※参照 6：クマ出没注意報発令

5 冬山活動における留意事項

○12月から学年末・学年始休業までの冬山における、登頂を目的とする登山活動及び技術訓練活動を禁止する。

※ただし、下記の活動については学校長の判断の下、実施できるものとする。

- ・自然の家等におけるスノーシュー・かんじき体験
- ・スキー場でのスキー訓練（ゲレンデ内）
- ・スポーツクライミング

(参照 1) 事故発生時の連絡体制



(参照 2)



(参照3) 落雷基礎知識

※日本大気電気学会ホームページより抜粋

①雷は高いところへ落ちる！

- ・平地で立った人と、低姿勢の人が並んでいた場合は、立った人へ落ちるとほぼ断定できる。万が一の場合は、姿勢を低く。

②林や森の中も危険！

- ・木の下は、木への落雷による側撃雷の危険性が高い。

③高い物体のそばは安全？

- ・建物や車など周囲に何も無いところでは、コンクリート製の電柱のそばが安全といえる。物体が電気の伝導体で完全設置されていれば、そのそばの安全性は高い。

(参照4)

熱中症予防の原則

1 環境条件を把握し、それに適した運動、水分補給を行うこと

暑い時期の運動はなるべく涼しい時間帯にするようにし、体調に影響を入れ、こまめに水分を補給する。WBGT等により熱中症の判定を行い、下記の「熱中症予防運動指針」を参考に運動を行う。汗には塩分も含まれているので水分補給は0.1～0.2%程度の食塩水がよい。運動前後の体重を測定すると水分補給が適切であるがわかる。体重の3%以上の水分が失われると体調悪化に影響するといわれており、運動前後の体重減少が2%以内におさめるように水分補給を行うのがよい。暑い運動では休憩は30分に1回はとることが望ましい。

2 暑さに徐々に慣らしていくこと

熱中症は短時間など急に暑くなった時に多く発症する傾向がある。また、夏以外でも急に暑くなると熱中症が発生する。これは体が暑さに慣れていないためで、急に暑くなった時は運動を軽くして、1週間程度で徐々に慣らしていく必要がある。暑気予知等の気象情報を利用して気温の変化を考慮した1週間の運動計画を作成することをお薦めする。

3 個人の条件を考慮すること

運動経験の有無、体力の強さ、暑さに慣れていない者は運動を軽減する。特に健康上の者、熱中症になりやすいので、トレーニングの軽減、水分補給、休憩など十分な予防措置をとる必要がある。また、運動前の体調のチェックや運動中の体調観察を行い、下痢、発熱、疲労など体調の悪化が早い中で無理に運動をしない、としない。

4 服装に気をつけること

服装は涼しく、吸湿性や透気性のよいものにする。直射日光は帽子で防ぐようにする。

5 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること

WBGT [湿球黒球温度]とは

○ 暑気環境を評価する指標

WBGTは暑さ感に直接する気温、湿度、輻射熱、気流の4要素を取り入れた指標

(計算方法)

■ 屋外で日射のある場合

$WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$

※現在、WBGTを簡単に決定できる指標計があります。

■ 室内で日射のない場合

$WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$

熱中症予防運動指針

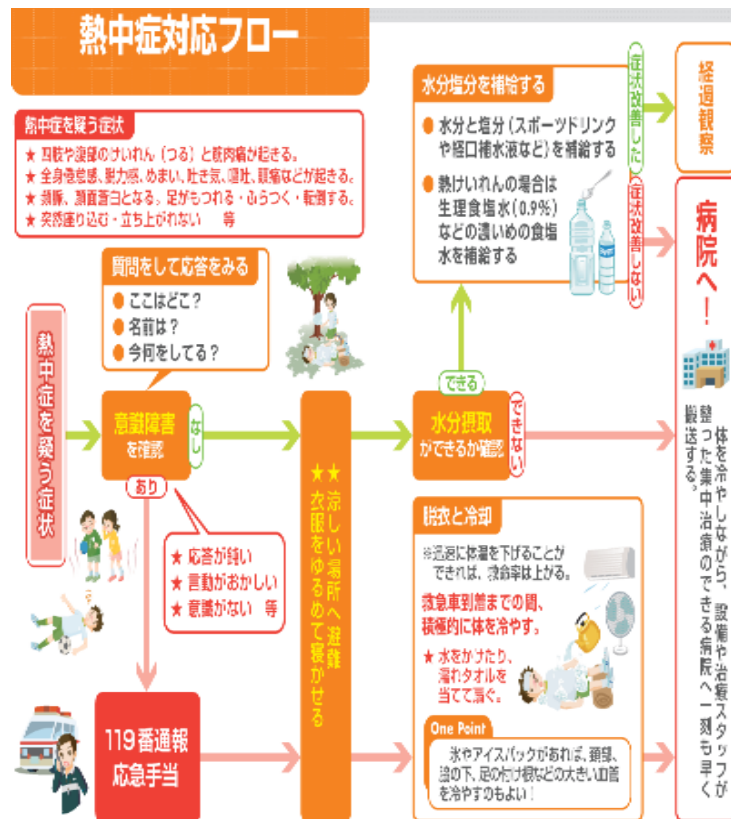
WBGT [℃]	暑気環境	運動の原則	運動は原則中止
31-27-35	危険	WBGT31℃以上では、特別の場合以外に運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべき。	
28-24-31	注意	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合は、頻回に休憩をとる水分・塩分の補給を行う。体力の弱い人、暑さに慣れていない人は運動中止。	
25-21-28	注意	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が迫るので、頻回に休憩をとる水分・塩分の補給を行う。暑い環境では、30分おきくらいに休憩をとる。	
21-18-24	注意	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間には頻回に水分・塩分を補給する。	
	ほぼ安全	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は低いが、湿度・水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。	

1) 環境暑中の評価にはWBGTが望ましい。

2) 乾球温度を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク以上の条件の運動指針を適用する。

※スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック(公益財団法人日本体育協会平成26年4月改訂)

(参照5)



(参照6) クマ出没注意報発令(山形県環境エネルギー部・令和7年5月8日)チラシ

クマ出没注意報発令

4月28日から5月4日までの市街地でのクマの目撃件数が5件となりました。市街地でクマによる人身被害が発生するおそれがありますので、県内全域にクマ出没注意報を発令します。

クマ出没注意報の発令期間：令和7年5月8日から令和7年8月31日まで
人身被害の防止のため、下記に注意して下さるようお願いいたします。

記

○ **クマの目撃情報等があったところでは、音の出る物で、クマに自分の存在を知らせてください。**

- ・突然クマに出会わないように、クマの目撃情報等があったところでは、ラジオやクマ避けの鈴、笛など、音の出る物で、自分の存在をクマに知らせましょう。
- ・県ホームページ「山形県クマに関する情報」－「クマ目撃マップ」に目撃情報等を掲載していますので、目撃場所等を確認してください。([山形クマ](#)で検索)

○ **早朝・夜間はクマに出会う可能性が高くなります。クマの目撃情報等があったところでの早朝・夜間の外出は特に注意してください。**

○ **万一、クマに出会ったら、落ち着いてゆっくりとその場から離れてください。**

- ・遠くにクマがいる場合は、あわてずに落ち着いてその場から離れましょう。
- ・近くにクマがいる場合は、背を向けず、落ち着いてゆっくりその場から離れましょう。
- ・襲われそうになったら、両腕で顔や頭を覆って、ダメージを最小限にとどめましょう。
- ・クマを目撃した場合は、市町村又は警察署に連絡してください。

○ **家の周囲の取り残しの果実や野菜、ハチの巣は撤去し、生ゴミなどは放置しないでください。**

廃果や野菜くずなど人にとっては利用価値のないものでもクマにとっては餌になります。ハチの巣や生ゴミなどもクマを呼び寄せますので、撤去しましょう。

○ **河川敷や公園などの刈払いを進めてください。**

クマは、河川や公園などの緑地に隠れて移動し、市街地へ出没します。市街地周辺の下草刈りを行い、クマの出没を防ぎましょう。

※ 県ホームページ「クマに関する情報」(目撃件数、クマ目撃マップ、人身事故一覧等)は『山形クマ』で検索願います